

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 県営土地改良事業計画を変更した件 四六四
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件五件 四六四
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四六六
- 道路の供用を開始する件 四六六
- 一般競争入札を行う件 四六七

告 示

福島県告示第五百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、森宿地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年九月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 同 令和二年九月二日から 月二十三日まで（二十二日間）
- 同 縦覧の場所
- 同 須賀川市役所

（農村計画課）

福島県告示第五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年九月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 佐々木幸作
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があった件（令和二年福島県告示第四百二十号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年九月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 鎮目良泰
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和二年福島県告示第四百四十三号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

と。

福島県告示第五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

高橋留吉

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和二年福島県告示第四百四十四号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 小関六郎 鶴川彦太郎 鶴川藤五郎 山本度経 渡部嘉十郎 長谷川ウノ 鶴川藤吉 渡部金三郎 高久善多 高久七郎 渡部亀八 小関富三 鶴川庄作 鶴川清次郎 大塚初吉 渡部儀十郎 渡部孫三 小川猪三 長谷川スミ 佐藤昌次郎 高久亀太郎 飯田新五郎 齊藤利八 高久吉六 渡部糸三郎 高久十平 角田好三 蒲生常吉 齊藤嘉之吉 長谷川忠四郎 渡部杜吉 小関藤作 高久八多郎 渡部一八 鶴川新十 赤城平六 渡部勝太 長谷川倉吉 古木角太郎 長谷川岩次郎 渡部セキ 渡部吉郎次 長谷川七四郎 佐藤嘉代次 小関音次郎 星壮四郎 渡部清作 皆川丈八

（森林保全課）

鶴川栄次郎 折橋金太郎 折橋熊次郎 手代木千代太 渡部五郎七 渡部善三郎 眞田正義 佐藤惣三 五十嵐長吉 五十嵐久次郎 唐橋傳吾 加藤音松 井上鉄吉 佐藤作三 遠藤忠吉 渡部熊太郎 藤田留四郎 唐橋八三郎 中條友記 五十嵐寅次郎 加藤源吉 井上常吉 井上市太郎 遠藤忠三 植田秀八 手代木藤吉 渡部忠六 藤田勤次郎 藤田源吉 五十嵐数吉 唐橋兼吉 佐藤清三郎 加藤幸八 加藤常昌 武藤惣七 遠藤藤太郎 遠藤小七 佐藤作三 秋山清吉 秋山義高 高橋典七郎 星藤三 小笠原半次 渡部熊吉 藤田源七 大森市郎平 唐橋次左久 高橋與祖次 伊藤七三 堺利作 新井田谷吉 新井田角三 遠藤傳吉 伊藤久三 秋山儀十郎 遠藤勝吉 皆川次郎八 角田好三 長谷川久三 佐藤庄次郎 高久重平 蒲生常三 齋藤嘉之吉 渡部壮十 渡部ミサ 折橋吉太郎 井上鉄三 佐藤作吉 渡部辰五郎 藤田伊佐吉 中条友記 唐橋次郎吉 大森直三 加藤孝八 遠藤藤太郎 植田辰太 高橋與三郎 高橋竹松 堺利八 新田角三 秋山傳十郎 高橋定江 鶴川彦太郎 鶴川藤五郎 鶴川藤吉 鶴川庄作 鶴川清次郎 鶴川新十 鶴川栄次郎 眞田正義 高久善多 齋藤利八

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（令和二年福島県告示第四百五十八号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 大塚敏男 大塚栄喜 大塚光市 大塚光市 大塚栄太郎 大塚栄太郎 花積喜代八

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和二年福島県告示第四百五十九号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和二年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 穴戸伴三郎 東信建設株式会社
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和二年福島県告示第四百四十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和二年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年九月一日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三五二号	南会津郡南会津町熨斗戸字保草沢 二一八九番五地先から 同 郡同 町熨斗戸五六五番 二地先まで	令和二年九月一日

（道路計画課）

公告第184号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年9月1日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県庁舎の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和3年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所 福島県庁舎（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年9月28日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-7080

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年9月28日（月）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和2年9月1日（火）から同月28日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同月21日及び同月22日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年9月11日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和2年10月12日（月）午前10時
- (2) 場所 自治会館5階502会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年10月9日（金）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又

は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単
価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）
及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同
一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定
使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書
に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に
1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格
とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問
わず、見積もった契約希望金額から、契約希望金額の110分の10（当該金額に1円未
満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を控除した金額を入札書
に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った入札者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply
for use at Fukushima Prefectural Government Office Building 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 12 October 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 9 October 2020
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives and Property
Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural
Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan
TEL 024-521-7080

(施設管理課)